

# 1 大田町

- はんれい 凡例
- 指定緊急避難場所
  - 指定避難所
  - ※福祉避難所は地図上に赤字で記載しています。

- 消防
- 警察
- 医療機関(市立)
- 要配慮者施設

- 鉄道アンダーパス
- 防災行政無線
- 水位観測所
- ライブカメラ

- 雨量観測所
- 河川・ため池
- 標高10mライン

**洪水** 浸水深: 0.5m未満 0.5~3m未満 3m以上

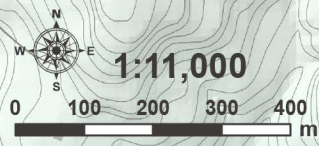
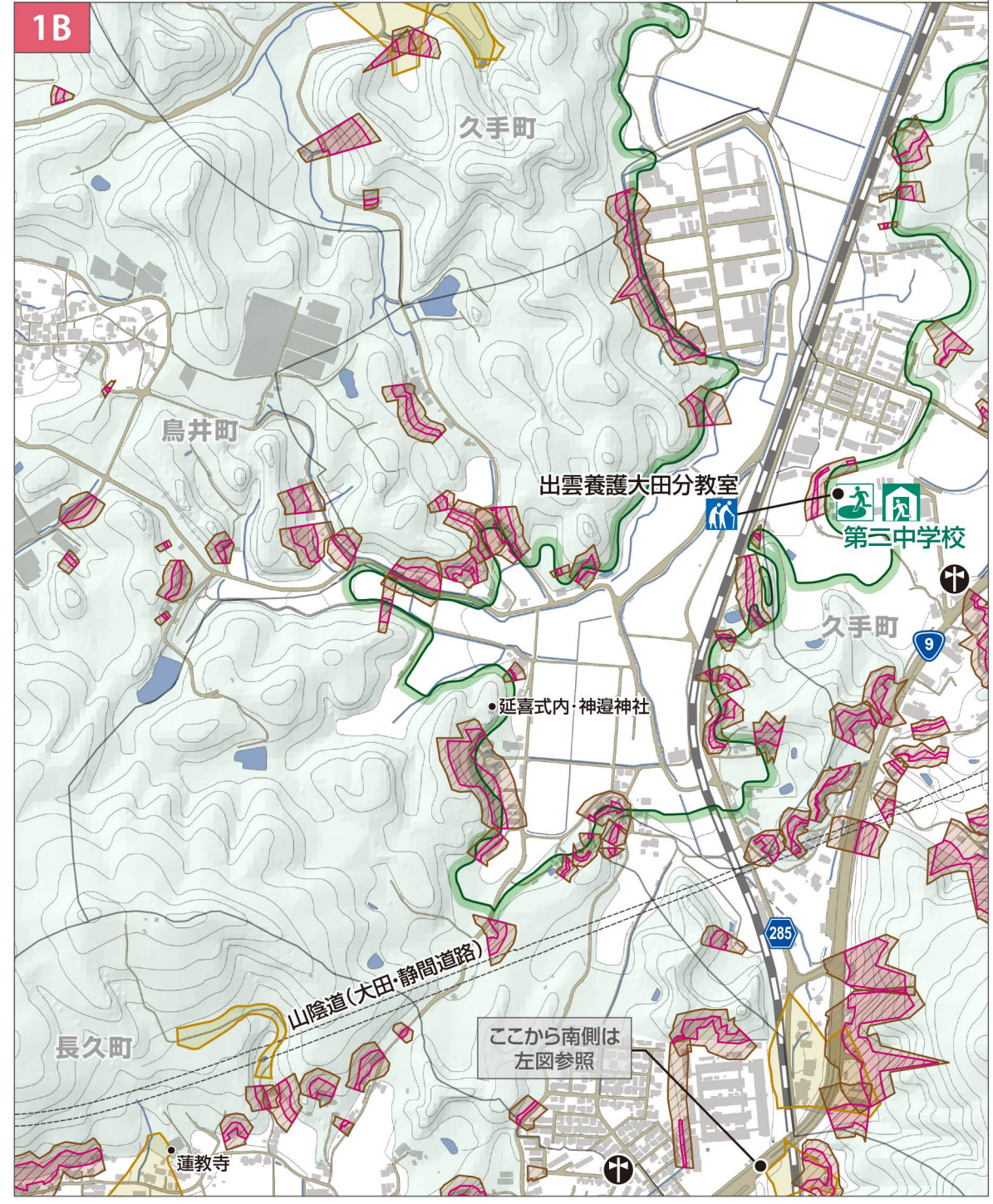
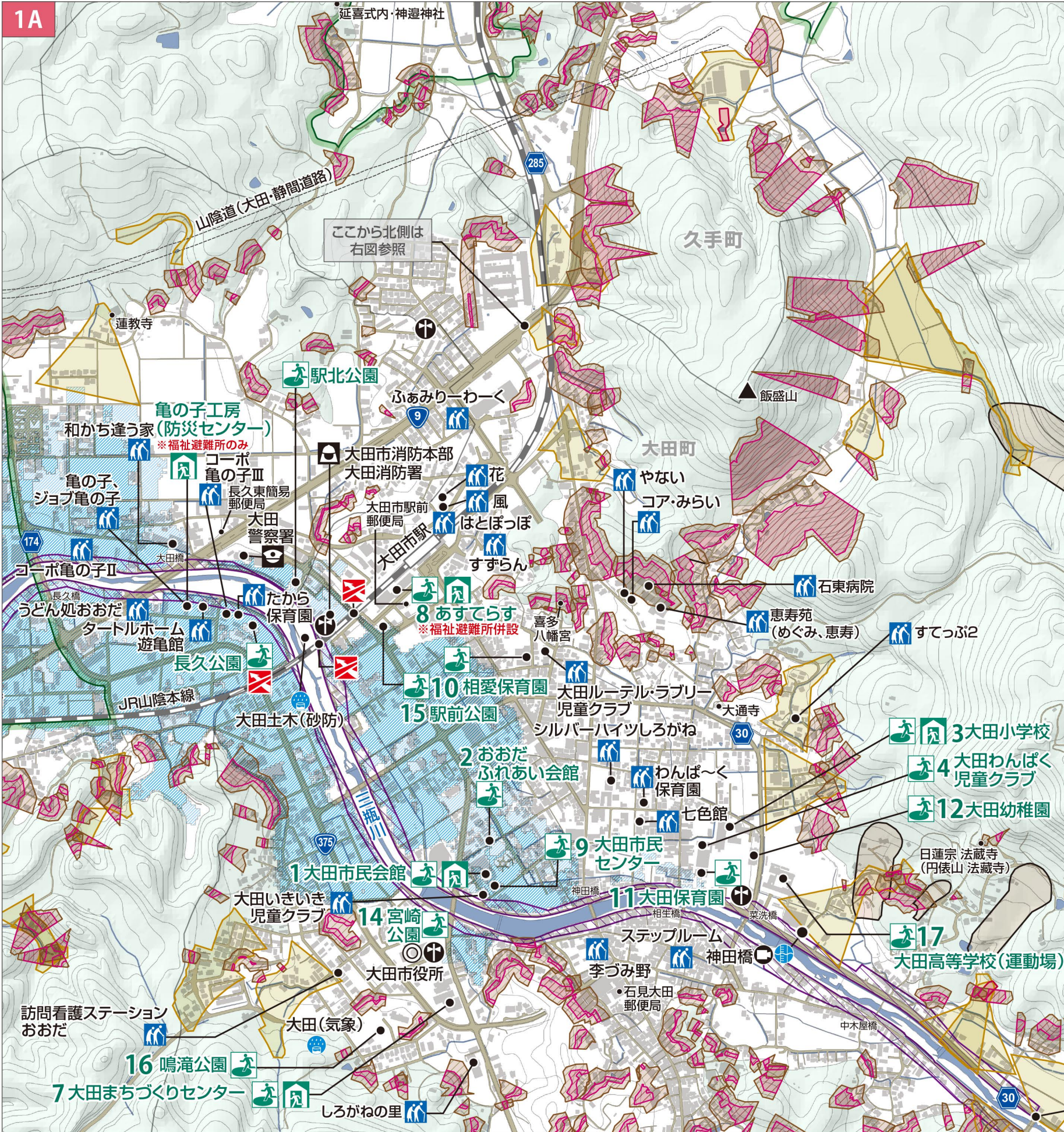
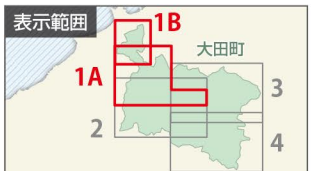
**土砂災害** 土石流: 警戒区域 特別警戒区域

急傾斜地の崩壊: 警戒区域 特別警戒区域

地すべり: 警戒区域

※かおくとうかいどうはんらんそうていくいき 家屋倒壊等氾濫想定区域

※早期の立退き避難が必要な区域





はんれい  
凡例

- していんきゅうひなんばしょ  
指定緊急避難場所
- していひなんじょ  
指定避難所
- ふくしひなんじょ  
※福祉避難所は地図上に  
あかし きさい  
赤字で記載しています。

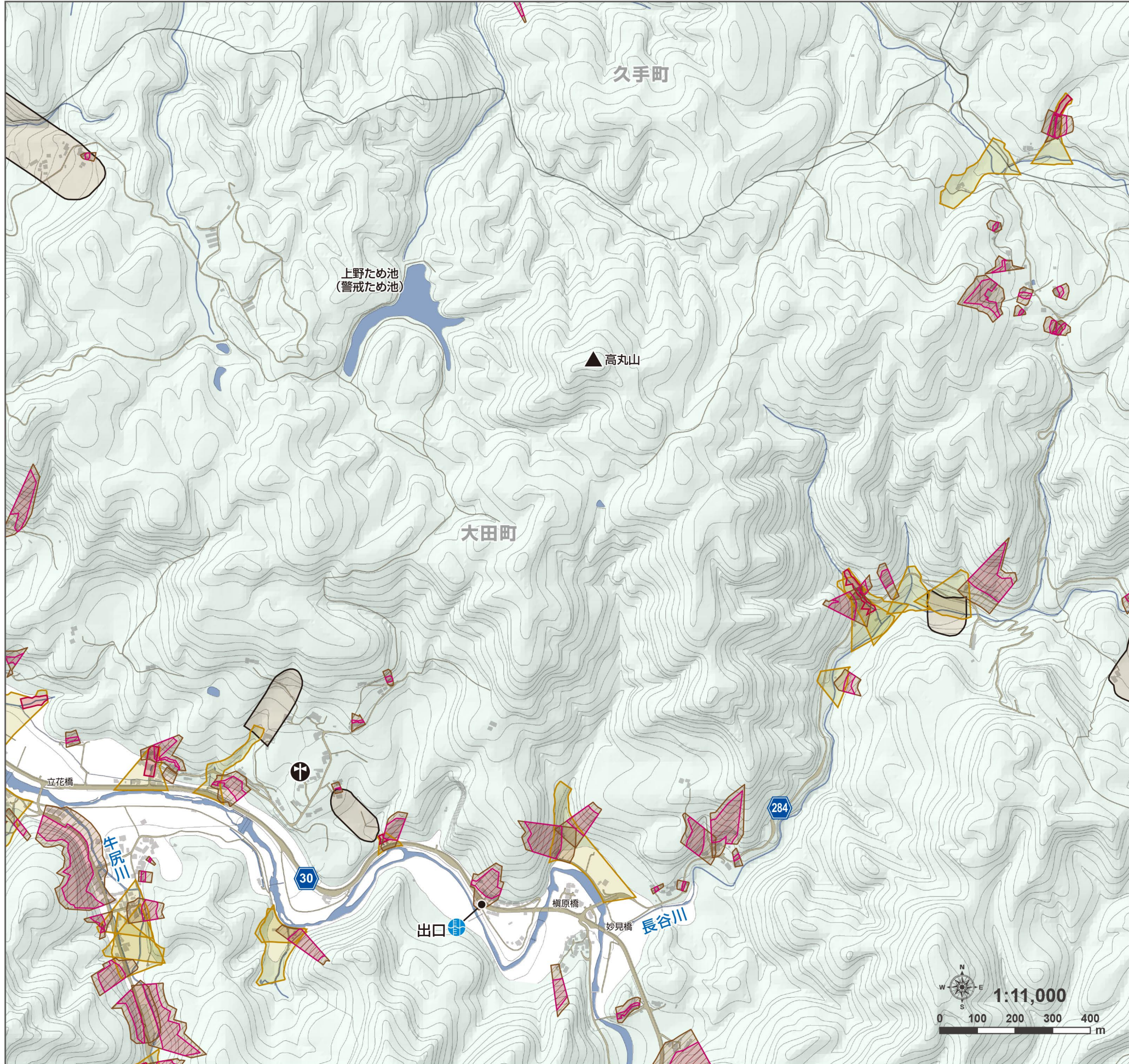
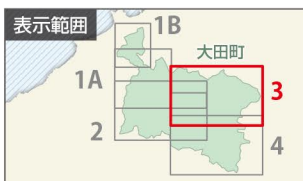
- しょうぼう  
消防
- けいさつ  
警察
- いりょうきかん(しりつ)  
医療機関(市立)
- ようはいりょしゃしせつ  
要配慮者施設

- てつどう  
鉄道アンダーパス
- ぼうさいぎょうせいむせん  
防災行政無線
- すいゐ かんそくじょ  
水位観測所
- ライブカメラ

- うりょうかんそくじょ  
雨量観測所
- かせん いけ  
河川・ため池
- ひょうこう  
標高10mライン

**洪水** 浸水深: 0.5m未満 0.5~3m未満 3m以上  
 かおくとうかいどうはんらんそうていくいき  
 家屋倒壊等氾濫想定区域 — 早期の立退き避難が必要な区域

**土砂災害** 土石流: 警戒区域 特別警戒区域 急傾斜地の崩壊: 警戒区域 特別警戒区域 地すべり: 警戒区域

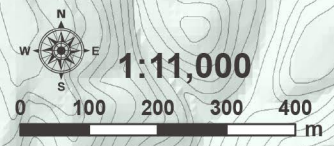


指定緊急避難場所・指定避難所

町名	施設区分	No	名称	指定緊急避難場所の災害別区分				
				土砂	洪水	津波	地震	大規模な火災
大田町		1	大田市民会館	○	×	○	○	
		2	おおだふれあい会館	○	×	○	×	
		3	大田小学校(校舎)	○	○	○	○	
			大田小学校(運動場)	○	○	○	○	○
		4	大田わんぱく児童クラブ	○	○	○	○	
			第一中学校(校舎)	×	○	○	○	
	5	第一中学校(屋体)	×	○	○	○		
		第一中学校(運動場)	×	○	○	○	○	
	6	大田総合体育館	×	○	○	○		

指定緊急避難場所・指定避難所

町名	施設区分	No	名称	指定緊急避難場所の災害別区分				
				土砂	洪水	津波	地震	大規模な火災
大田町		7	大田まちづくりセンター	○	○	○	○	
		8	あすてらす ※福祉避難所併設	○	○	○	○	
		9	大田市民センター	○	×	○	○	
		10	相愛保育園	○	○	○	○	
		11	大田保育園	○	×	○	×	
		12	大田幼稚園	○	○	○	○	
		13	大田市民公園	○	○	○	○	○
		14	宮崎公園	○	○	○	○	○
		15	駅前公園	○	○	○	○	○
		16	鳴滝公園	○	○	○	○	○
		17	大田高等学校(運動場)	×	○	○	○	○



はんれい 凡例

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所は地図上に赤字で記載しています。

- 消防
- 警察
- 医療機関(市立)
- 要配慮者施設

- 鉄道アンダーパス
- 防災行政無線
- 水位観測所
- ライブカメラ

- 雨量観測所
- 河川・ため池
- 標高10mライン

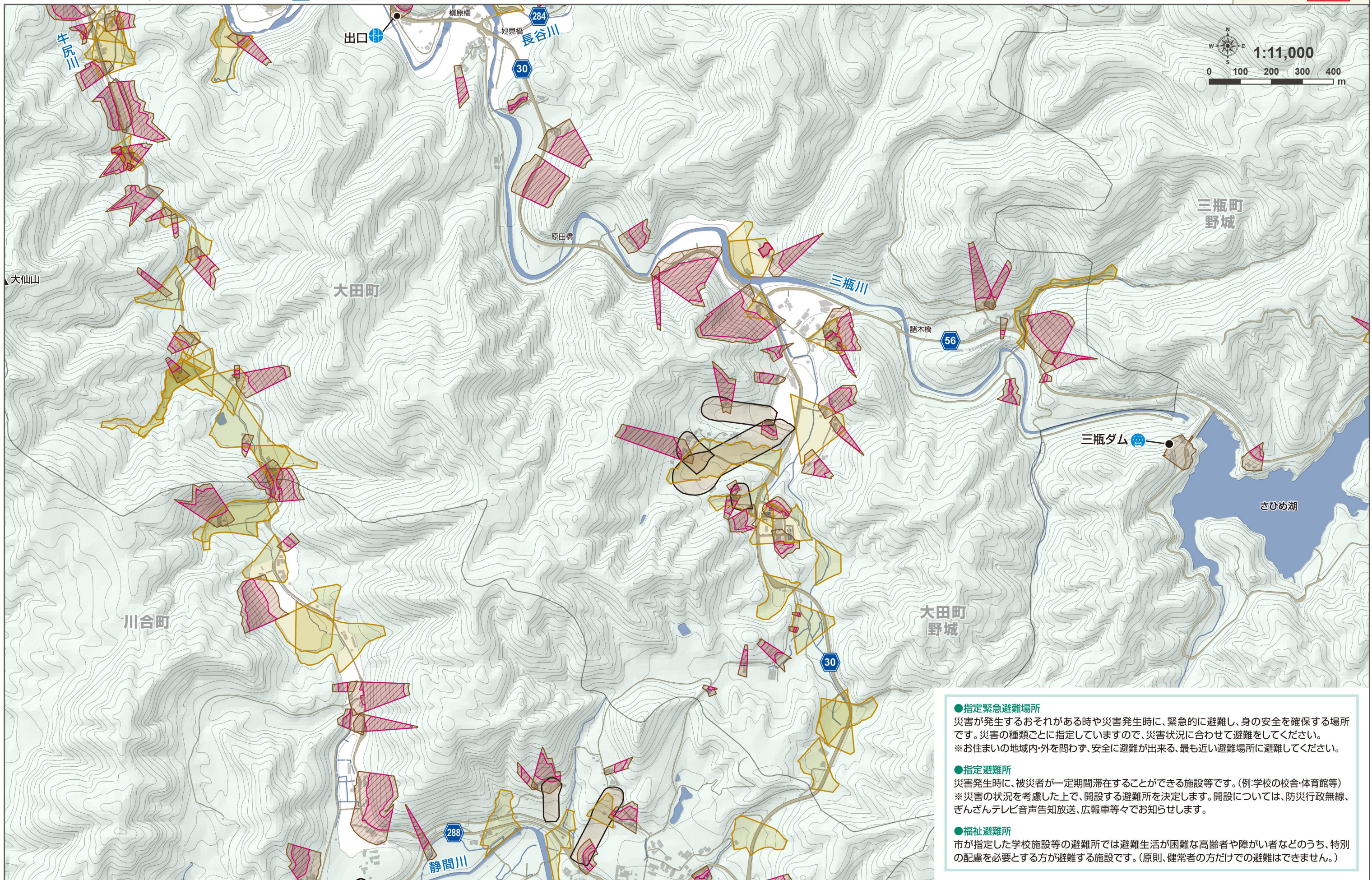
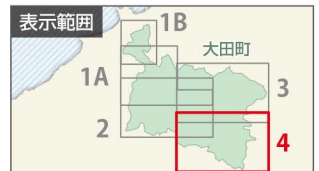
**洪水** 浸水深: 0.5m未満 0.5~3m未満 3m以上

**土砂災害** 土石流: 警戒区域 特別警戒区域

急傾斜地の崩壊: 警戒区域 特別警戒区域

地すべり: 警戒区域

早期の立退き避難が必要な区域



**●指定緊急避難場所**  
災害が発生するおそれがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所です。災害の種類ごとに指定していますので、災害状況に合わせて避難をしてください。  
※お住まいの地域内・外を問わず、安全に避難が出来る、最も近い避難場所に避難してください。

**●指定避難所**  
災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設等です。(例:学校の校舎・体育館等)  
※災害の状況を考慮した上で、開設する避難所を決定します。開設については、防災行政無線、ざんざんテレビ音声告知放送、広報車等々でお知らせします。

**●福祉避難所**  
市が指定した学校施設等の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。(原則、健常者の方だけの避難はできません。)